

青色申告特別控除と準確定申告書の提出期限

1. 青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則、(一般的には複式簿記)により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付して法定申告期限内に提出している場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高 65 万円を控除することとされています。

そこで、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいた被相続人が青色申告者で一定の要件を満たす場合で、青色申告特別控除(65万円)を受けようとするときには、相続人等が法定申告期限内(相続開始から4か月以内)に準確定申告を行わないと、原則として青色申告特別控除額は10万円しか控除することはできません。

2. 準確定申告の法定申告期限

準確定申告における法定申告期限とは、所得税法第124条及び第125条に以下のように規定されています。

① 第124条(確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告)

確定申告書を提出すべき居住者がその年の翌年1月1日から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、当該申告書を提出しなければならないとされています。

② 第125条(年の中途において死亡した場合)

第1項では、確定申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に一定の事項を記載した申告書を提出しなければならないとしています。

第2項では、還付等を受けるための確定申告書を提出することができる場合に該当するときは、その相続人は、一定の事項を記載した申告書を提出することができるとしています。

第3項では、確定損失申告書を提出することができる場合に該当するときは、その相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、一定の事項を記載した申告書を提出することができるとしています。

以上のことから、所得税の確定申告書の提出期限については、確定申告書を提出しなければならない場合及び確定損失申告書を提出するときには、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内と規定しています。しかし、確定申告要件とはされていない10万円の青色申告特別控除を適用して課税総所得金額に係る所得税額を求めた場合に、所得税額が0円又は還付になるときは、法定申告期限の定めはありません。

3. 確定申告義務の判定

確定申告義務については、所得税第120条で、総所得金額等から所得控除額を控除して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるとときは、確定申告をしなければならないと規定しています。そのため、源泉徴収控除額や予定納税額がある場合に、還付等を受ける確定申告書を提出するときでも、青色申告特別控除額65万円控除の適用を受けるためには、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、確定申告が必要とされます。

● 被相続人の所得税の確定申告に係る法定申告期限

納税区分	確定申告書(確定損失申告書を含む)を提出する場合 (65万円の青色申告特別控除で計算)	還付申告の場合 (10万円の青色申告特別控除で計算)
	法定申告期限	法定申告期限
死亡年月日		
平成28年10月10日	平成29年2月10日	定めなし(準確定申告書の提出日)
平成29年3月10日 (平成28年分所得税の確定申告書未提出)	・平成28年分及び平成29年分(1月1日~3月10日)・・・ 平成29年7月10日	・平成28年分・・・定めなし(準確定申告書の提出日) ・平成29年分・・・定めなし(準確定申告書の提出日)